

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止し、市内の通園路及び避難路（以下「通園路等」と総称する。）において通行人の安全を確保するため、市長が適当と認めた者が行う通園路等に面する転倒及び倒壊の危険性のあるブロック塀等（以下「危険ブロック塀等」という。）の撤去事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び不特定の者が一般の用に供している道
- (2) 通園路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通園路で市長が認める道路の区間
- (3) 避難路 下関市地域防災計画（令和3年2月改訂）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所へ避難のために通行する道路で市長が認める道路の区間
- (4) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱

（補助対象者）

第3条 市は、次条に掲げる事業を行う危険ブロック塀等を所有する者（以下「補助対象者」という。）に対し、補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 販売を目的として整地及び建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
- (3) 道路整備に伴う移転補償を受けてブロック塀等を撤去する者
- (4) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第2号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他特に市長が不相当とする者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、通園路等に面し、道路面からの高さが1メートル以上の危険ブロック塀等の一部又は全部を撤去するものとする。ただし、危険ブロック塀等の一部を撤去する場合は、当該危険ブロック塀等の危険が無くなると市長が認める場合に限るものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費で、次に掲げるものとする。

(1) 危険ブロック塀等の撤去費

(2) 産業廃棄物処分費

(3) 産業廃棄物運搬費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象事業に直接必要な経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次のいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象経費の2分の1

(2) 撤去する危険ブロック塀等の道路側からの見付面積（0.1平方メートル未満切捨て）に1平方メートル当たり8,000円を乗じて得た額の2分の1

(3) 100,000円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第7条 補助対象者は、次条第1項の規定による交付申請の前に、市長に対し当該申請内容について事前相談を行うものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等撤去事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 危険ブロック塀等撤去費の見積書（内訳がわかるもの）の写し
- (3) 位置図、道路に面している危険ブロック塀等の配置図及び平面図（高さ、長さ、厚みその他必要な事項を明記すること。）、道路に面しているブロック塀等の現況写真
- (4) 市税の滞納なしの証明書
- (5) 危険ブロック塀等の所有者の同意書（様式第3号）（補助対象者が危険ブロック塀等の管理者の場合に限る。）

2 前項の者は、次条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手してはならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の推進）

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により、当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認交付申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更を除く。

(1) 事業計画に関する変更で、市長が補助事業者の自由な創意に基づく、より能率的な事業計画の達成に資すると認める変更

(2) 市長が軽微であると認める変更

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第11条の規定を準用する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該交付の決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 危険ブロック塀等撤去事業報告書及び収支決算書(様式第7号)

(2) ブロック塀等撤去事業実施状況がわかる写真(工事中及び工事完了時に

撮影したもの)

(3) 領収書の写し

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者へ当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(質問等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなお、その効力を有する。

様式第1号(第8条関係)

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

下関市危険ブロック塀等撤去事業費(通園路等)補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けることができる者として、同要綱第3条第2号から第4号に該当しないこと及び提出書類に虚偽がないことを誓約します。

補助年度	年度	補助事業の名称	危険ブロック塀等撤去事業
補助対象事業の目的及び内容	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止し、市内の通園路及び避難路において、通行人の安全を確保するもの。		
補助対象事業に要する経費	金		円
補助金交付申請額	金		円
補助対象事業完了予定年月日		年	月 日
添付書類	1. 危険ブロック塀等撤去事業計画書及び収支予算書(様式第2号) 2. 危険ブロック塀等撤去費の見積書(内訳がわかるもの) 3. 位置図、道路に面している危険ブロック塀等の配置・平面図(高さ、長さ、厚み等明記)、道路に面しているブロック塀等の現況写真 4. 市税の滞納なしの証明書 5. 危険ブロック塀等の所有者の同意書※1(様式第3号)		

※1 申請者が危険ブロック塀等の管理者の場合のみ、「危険ブロック塀等の所有者の同意書」が必要となります。

危険ブロック塀等撤去事業計画書及び収支予算書

年 月 日

申請者 住所
氏名

<危険ブロック塀等の概要>

1. 塀の所在地 下関市
2. 塀の所有者住所 _____
3. 塀の所有者氏名 _____
4. 塀の種類 ・補強コンクリートブロック造・石造・れんが造
・その他 (_____)
5. 塀の寸法 ・高さ _____メートル・延長 _____メートル
6. 前面道路の種類 ・公道 (国道・県道・市道)
・私道

<事業計画>

1. 事業の方法 ・危険ブロック塀等の撤去のみ
・危険ブロック塀等の撤去及び生垣の設置
2. 事業を実施する施工業者 (予定)
- 所在地 _____
- 名称 _____
- 電話番号 _____
3. 工事期間 (予定)
- (着手) _____年 _____月 _____日から (完了) _____年 _____月 _____日まで

4. 収支予算

(1) 工事費内訳

	工 種	金 額 (税込)
A 補助 対象 経費	危険ブロック塀等の撤去費	円
	産業廃棄物処分費	円
	産業廃棄物運搬費	円
	その他	円
	小 計	※1 下記算出表④の金額 円
B 補助 対象 外 経費		円
		円
		円
	小 計	円
	工事費総額 (A + B)	円

(2) 資金計画

資金の内訳	金額 (税込)
危険ブロック塀等撤去事業費補助金	※2 下記算出表⑨の金額 円
自己資金	円
工事費総額 (A + B)	円

<補助金交付申請額算出表>

① 見付面積 ※3 (㎡)	② 基準単価 (円/㎡)	③ 積算額 ③=①×② (円)	④ 補助対象 経費 (税込) (円)	⑤ ③と④の 少ない額 (円)	⑥ 補助率	⑦ 補助対象額 ⑦=⑤×⑥ (円)	⑧ 上限額 (円)	⑨ 交付申請額 ⑦と⑧の 少ない額 (千円未満 切り捨て) (円)
	8,000				1/2		100,000	

※3 撤去する危険ブロック塀等の道路側からの見付面積とし、0.1㎡未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第3号(第8条関係)

危険ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住所 _____
氏名 _____ 様

所有者 住所 _____
氏名 _____ ㊞
電話番号 _____

私は、私が所有する次の危険ブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- ・危険ブロック塀等を撤去すること。
- ・危険ブロック塀等を撤去した後に安全な工作物等を設置すること。
- ・管理者が下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金の申請を行うこと。
- ・管理者が下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金の交付を受けること。

危険ブロック塀等の所在地 下関市 _____

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金については、下記のとおり交付することと決定しましたので、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱第11条第1項の規定により、通知いたします。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 交付の条件

- (1) 下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- (2) 下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管すること。

様式第5号(第14条関係)

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認交付申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所
氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
補助年度	年度	補助事業 の名称	危険ブロック塀等撤去事業
補助対象事業 の変更内容			
変更の理由			
変更の年月日		年 月 日 (予定)	
添付書類	1. 危険ブロック塀等撤去事業計画書及び収支予算書（様式第2号） 2. 変更内容がわかる書類（図面、見積書等）		

様式第6号(第15条関係)

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所

氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通園路等）補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
補助年度	年度	補助事業 の名称	危険ブロック塀等撤去事業
補助対象事業完了年月日	年 月 日		
補助金交付決定金額	金		円
補助事業等の経費精算額 (補助対象経費の金額)	金		円
添 付 書 類		1. 危険ブロック塀等撤去事業報告書及び収 支決算書（様式第7号） 2. ブロック塀等撤去事業実施状況がわかる 写真（工事中、工事完了等） 3. 領収書の写し	

様式第7号(第15条関係)

危険ブロック塀等撤去事業報告書及び収支決算書

年 月 日

申請者 住所
氏名

<危険ブロック塀等撤去事業の概要>

1. 塀の所在地 下関市

2. 塀の所有者住所 _____

3. 塀の所有者氏名 _____

4. 塀の種類 _____

5. 塀の寸法 ・高さ メートル・延長 メートル

6. 前面道路の種類 _____

7. 事業の方法 _____

8. 事業の施工業者

所在地 _____

名称 _____

電話番号 _____

9. 工事期間

(着手) 年 月 日から (完了) 年 月 日まで

4. 収支決算

(1) 工事費内訳

	工 種	金 額 (税込)
A 補 助 対 象 経 費	危険ブロック塀等の撤去費	円
	産業廃棄物処分費	円
	産業廃棄物運搬費	円
	その他	円
	小 計	円
B 補 助 対 象 外 経 費		円
		円
		円
	小 計	円
	工事費総額 (A + B)	円

様式第9号(第18条関係)

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所
氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費(通園路等)補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり請求します。

交付額 確定年月日	年 月 日	交付額 確定番号		
補助年度	年度	補助金等 の名称	下関市危険ブロック塀等 撤去事業費補助金	
補助事業の名称	危険ブロック塀等撤去事業			
補助金等の交付決定金額	金		円	
補助金等の交付確定金額	金		円	
交付請求金額	金		円	
振込先 金融機関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協		
		支店名 本店・支店 支所・出張所		
	口座の種別	普通預金 ・ 当座預金		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座の名義人			